

京都市告示第327号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局北部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

令和4年8月24日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
上賀茂中山公園	北区上賀茂中山町17番26	告示の日

(北部みどり管理事務所)